

## 大牟田市商品開発・販路開拓支援業務

### 公募型プロポーザルに関する質問への回答

No.	区分	ページ	項目
1	業務の概要	1	3. 業務の概要 (1) 事業者育成業務（プログラムの企画・実施）
質問	セミナーの実施頻度について、定期的な開催（月1～2回など）を想定していますか。それとも業務委託期間内に3回などの想定でしょうか。		
回答	<p>セミナーやワークショップ等の実施頻度及び回数については、制限していません。</p> <p>消費者から選ばれる付加価値の高い商品開発に向けて、商品のブラッシュアップ、成果に結びつく市場投入の重要性を中小企業が理解し、戦略的な計画立案や実現をするために必要と考える構成案をご提案ください。</p> <p>また、中小企業のセミナー等への参加によって、伴走支援業務における支援対象事業者の発掘・選定・育成につながることを想定しています。</p> <p>具体的な時期や回数、内容等については、業務委託契約締結前に本市と協議の上、決定いたします。</p>		

No.	区分	ページ	項目
2	業務の概要	2	4. 業務実施における留意事項 (2) 支援対象事業者に対する補助事業の実施予定について
質問	1事業者あたり500千円の上限額とは別に、適用される上限事業者数はありますか。（伴走支援業務の成果要件にある6社が限度でしょうか。）		
回答	<p>支援対象事業者に対する補助事業の実施予定については、1事業者あたり500千円を上限とし、市の予算の範囲内での交付となるため、6社程度を想定しております。</p> <p>伴走支援業務（個別サポート対応）の成果要件とする4～6事業者以上の商品開発・販売開始の実現を後押しするものです。</p>		

No.	区分	ページ	項目
3	業務の概要	3	10. 権利の取り扱い
質問	<p>「本市が独占的に使用する」の範囲についての解釈について教えてください。</p> <p>例えば、商品開発伴走業務の支援対象事業者に対して、弊社が開発した商品のパッケージ、ロゴ、その他付随する制作物、文言なども含み、所有権と著作権が大牟田市へ帰属することになりますか。その場合、業務委託期間終了後に支援対象事業者が商品販売や広告で使用するパッケージやロゴの使用に関して費用もしくは許諾が毎回発生することになる想定でしょうか。</p>		
回答	<p>「10. 権利の取り扱い」については、本業務受託事業者から本市に成果物として納品等されたものが対象となります。(例示：事業者育成業務のプログラムの名称、ロゴ等)</p> <p>本業務受託事業者から支援対象事業者へ提供された商品のパッケージ、ロゴ等の権利は対象外となります。</p>		